

阿智村企業人財確保補助金交付要綱

(趣旨)

**第 1 条** 村内の企業が安定的な雇用の確保を図るため、求人に関する情報発信に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和58年規則第 2 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

**第 2 条** 補助の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 村内に住所を有する企業
- (2) 村税等村への納付金を滞納していないこと

(補助対象経費及び補助額)

**第 3 条** 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は次の通りとする。ただし、1 企業につき年にそれぞれ 1 度までとする。

補助対象経費	補助額
求人のための映像（動画含む）作成費	当該経費の 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、10 万円を限度とする。
求人広告の出稿費 就職情報サイト利用料	当該経費の 2 分の 1 以内（1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、5 万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

**第 4 条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、企業人財確保補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

- (1) 経費の領収書の写し
- (2) 出稿若しくは作成した求人広告等の内容が分かる書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出期限は、当該年度の 3 月31日までとする。

(補助金交付決定及び確定)

**第5条** 村長は、前条の申請について内容を審査のうえ、**適当と認めるときは、補助金額を確定し、申請者に対して企業人財確保補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）にて通知するものとする。**

（補助金の請求及び交付）

**第6条** 前条の規定により補助金額の交付決定を受けた者は、遅滞なく企業人財確保補助金請求書（様式第3号）を提出するものとし、村長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

（その他）

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。